別表第二の二（第一条の七の五の二関係）

	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
二	水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下

備考

1　この表に掲げる基準は、第一条の七の五の二第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法により水銀処理物に含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2　「検出されないこと。」とは、第一条の七の五の二第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

（新設）

別表第四（第七条の二の四関係）

一	水銀電池																	
二	空気亜鉛電池																	
三	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×																
四	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	×																
五	ＨＩＤランプ（高輝度放電ランプ）	×																
六	放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを除く。）	×																
七	農薬																	
八	気圧計																	
九	湿度計																	
十	液柱形圧力計																	
十一	弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）	×																
十二	圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）	×																
十三	真空計	×																
十四	ガラス製温度計																	
十五	水銀充満圧力式温度計	×																
十六	水銀体温計																	
十七	水銀式血圧計																	
十八	温度定点セル																	

（新設）